

令和4年度気候変動アクション環境大臣表彰実施要領

1. 目的

「気候変動の緩和（温室効果ガスの排出抑制対策）」及び「気候変動への適応（気候変動の影響による被害の回避・軽減対策）」に関し顕著な功績のあった個人又は団体（自治体、企業、NPO/NGO、学校等。共同実施も含む。以下同じ。）に対し、その功績をたたえるため、表彰を行う。

また、今般、我が国は2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言したところであり、この目標を達成するためには、優れたCO₂排出削減技術の創出及び社会実装の加速化が不可欠であることから、本表彰に特別枠を設け、脱炭素社会構築に貢献するイノベーションの卓越したアイデアと、その迅速かつ着実な社会実装が期待できる確かな実績・実現力を有する者について表彰を行うこととする。

※「気候変動の緩和」とは、温室効果ガスの排出削減と吸収の対策を行うことを指す。省エネの取組や、再生可能エネルギーなどの低炭素エネルギー、CCSの普及、植物によるCO₂の吸収源対策などが例として挙げられる。

※「気候変動への適応」とは、既に起こりつつある気候変動影響による被害への回避・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うことを指す。豪雨、小雨や熱波などの異常気象への対策やサプライチェーンも含めた気候変動リスク管理などが例として挙げられる。

2. 表彰の種類及び表彰者

① 気候変動アクション大賞

下記②の気候変動アクション環境大臣表彰受賞者の中から、活動の取組内容、実績並びに気候変動の緩和及び気候変動への適応への貢献度等を総合的に判断し、特に著しい功績をあげたものを環境大臣が大賞として決定し、表彰する。（ただし、気候変動アクション環境大臣表彰（イノベーション発掘・社会実装加速化枠）については大賞の対象外とする。）

② 気候変動アクション環境大臣表彰

気候変動アクション環境大臣表彰選考委員会による審査を経て選出された表彰候補者の中から、環境大臣が受賞者として決定し、表彰する。

③ 気候変動アクション環境大臣表彰（イノベーション発掘・社会実装加速化枠）

優れたCO₂排出削減技術の創出及び社会実装の加速化を図るため、脱炭素社会構築に資する革新的なイノベーションアイデア及びその実現に資する実績等について、気候変動アクション環境大臣表彰選考委員会分科会を設置して総合的に審査を行い、同選考委員会での審議を経て選出された表彰対象者の中から、環境大臣が受賞者として決定し、表彰する。（本枠受賞者には、令和5年度地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業におけるFS（フィジビリティスタディ）の実施権を付与する予定である。）

＜地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業について＞

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/cpttv_funds/

※FS の内容については「9. 表彰の方法等」を参照すること。

④ 気候変動アクション ユース・アワード（選考委員会の奨励賞）

未来の気候変動アクションを担うユース層（大学生以下が主体となる団体を想定）の中から、気候変動アクション環境大臣表彰選考委員会が審査を経て決定し、表彰する。なお、ユース・アワードの審査に当たっては、活動実績が3年未満であっても受賞対象とする。

3. 対象部門

(1) 気候変動アクション環境大臣表彰

表彰の対象とする功績等は下記の3部門とする。なお、活動については、国内活動に留まらず、国際的に活動することにより、国際貢献に係る活動を含むものとする。

① 開発・製品化部門

（緩和分野）

省エネ技術、新エネ技術、省エネ製品、省エネ建築のデザイン等、国内外の温室効果ガスの排出を低減する優れた技術の開発によりその製品化を進めたこと（商品化されていないものを含む。）に関する功績。

（適応分野）

農林水産業、自然災害、水資源・水環境、自然生態系、健康等の各分野で、気候変動の影響による国内外の被害を回避又は低減する優れた技術の開発により、その製品化を進めたこと（商品化されていないものを含む。）に関する功績。

② 先進導入・積極実践部門

（緩和分野）

コージェネレーション、ヒートポンプ、新エネ製品、省エネ製品、省エネ型新交通システム、省エネ建物、ESG投資、脱炭素経営等、国内外の温室効果ガスの排出を低減する技術や製品、企業戦略の大規模導入・先導的導入及び積極的な活用、地球温暖化防止に資するライフスタイルや、地域における効果的な節電等に関する積極的な実践に関する功績。

（適応分野）

農林水産業、自然災害、水資源・水環境、自然生態系、健康等の各分野で、気候変動の影響による国内外の被害を回避又は低減する優れた適応策の先進的導入及び積極的な実践、企業や地域等の気候変動への強靭性や持続可能性の向上を目的とした気候変動リスク分析及び適応策の導入における積極的かつ先進的な取組に関する功績。

③ 普及・促進部門

（緩和分野、適応分野共通）

地球温暖化防止に資するライフスタイル普及・促進活動、地域における効果的な節電

に関する普及・促進活動、植林活動等、気候変動を防止する活動や、地域における農林水産業、自然災害、水資源・水環境、自然生態系、健康等の各分野での気候変動への適応に関する普及・促進活動、気候変動の影響等に関する情報の収集・発信、その他学校や市民、企業内における教育・普及・啓発・持続可能な未来に向けた価値観、行動、ライフスタイルの変容等継続的な取組（活動実績が概ね3年以上の継続性を有すること。）に関する功績。

(2) 気候変動アクション環境大臣表彰（イノベーション発掘・社会実装加速化枠）

以下テーマに合致した、脱炭素社会構築に貢献する革新的なイノベーションアイデア及びその迅速かつ着実な社会実装が期待できる確かな実現力・実績を有する団体を表彰の対象とする。

※本枠については、自薦かつ団体での応募のみ可とする。

テーマ：脱炭素社会・分散型社会への移行の加速化とレジリエンス強化を同時に実現可能な再生可能エネルギーの主力電源化に関連するアイデア

下記3つのテーマ区分から1つを選択して応募する。

区分1：需要家主導による再生可能エネルギー導入増進に貢献するもの。

例) 未利用エネルギー（需要近接型の太陽光、小水力、地下水熱、工場廃熱、下水熱、地域バイオマス等）の利活用や効率化、需要家への再エネ活用を促す仕組みの普及促進等に資するシステムや製品のアイデア及び実績。

区分2：建築物やモビリティ等、再生可能エネルギーの有効活用に資するもの。

例) 住宅やオフィスのZEH化・ZEB化にも資するエネルギー効率向上のための設備機器や建築物に蓄電池やEV等を活用したエネルギーマネジメントに資するシステムや製品の実績およびアイデア。住宅や建築物の2050年ストックゼロを目指し、省エネ・省CO2改修を効率的・効果的に行う方策のアイデア及び実績。

区分3：地域社会における再生可能エネルギーの有効活用に資するもの。

例) エネルギーインフラや情報インフラ等の社会システムの高効率化や自律分散化・遠隔管理、地産エネルギーの導入にあたっての需給バランス調整に資するシステム等のアイデア及び実績。

4. 対象者

上記3.の各部門における顕著な功績のあった個人又は団体及び上記の活動において連携や支援を行っている個人や団体を表彰対象とする（イノベーション発掘・社会実装加速化枠は団体のみを表彰対象とする。）。また、表彰対象者は、原則として日本に在住する者又は組織の拠点を日本国内に置く団体に限る。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は表彰の対象としない。

- ① 応募申請内容と同一の活動あるいは功績により、過去に気候変動対策に関する環境大臣表彰を受けている者
- ② 応募申請内容と同一の活動あるいは功績により、過去に気候変動対策に関する環境

- 大臣表彰を受賞した個人が代表を務めている又は代表を務めていた団体
- ③ 応募申請内容と同一の活動あるいは功績により、過去に気候変動対策に関する環境大臣表彰を受賞した団体の構成員だった者が当該活動あるいは功績を個人として引き継いだ場合

また、応募者が法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合などの不正又は不誠実な行為があった場合は表彰の対象としない、又は受賞を取り消すことがある。

5. 募集方法

各種広報媒体により公募するとともに、自薦及び他薦（地方自治体、団体等からの推薦）による（イノベーション発掘・社会実装加速化枠は自薦のみ）。

6. 選考基準等

(1) 気候変動アクション環境大臣表彰

① 部門共通の選考基準

評価項目	基準
貢献度	<p>(緩和分野) 大量の温室効果ガス排出削減、市民の行動変容による大きな節電効果など、地球温暖化防止に具体的な効果を示し、貢献していること。</p> <p>(適応分野) 農林水産業、自然災害、水資源・水環境、自然生態系、健康等の各分野などに関して、気候変動への適応に具体的な効果を示し、貢献していること。</p>
波及性	<p>(緩和分野) 製品や活動を通して、率先的行動の意義が大きく、脱炭素社会への新たなライフスタイル変革への波及効果が期待できること。</p> <p>(適応分野) 製品や活動を通じて、率先的行動の意義が大きく、気候変動適応の取り組みへの波及効果が期待できること。</p>
持続性	<p>(緩和分野、適応分野共通) 一過性のイベントや活動ではなく、持続可能な仕組みを確立しており、活動の持続的な発展が期待できること。</p>
刷新性	<p>(緩和分野、適応分野共通) 従来の取組にはないアプローチ等により、持続可能な未来に向けた刷新的な取り組みをしていること。</p>

② 部門別の選考の観点（評価記入にあたっての記入例）

対象部門	観点
開発・製品化部門	<p>(緩和分野) この技術の開発によって生み出された製品により、CO₂等の温室効果ガスが従来の技術・製品に比してどれだけ削減されるか。</p>
	<p>(例：従来機器比○%使用電力削減、CO₂を年間△トﾝ削減)</p>
	<p>(適応分野)</p>

	この技術の開発によって生み出された製品により、気候変動によるリスクが従来の技術・製品に比してどれだけ削減されるか。 (例：気候変動リスクの被害額〇円低減、暑さ指数(WBGT)〇℃低減)
先進導入・積極実践部門	(緩和分野) 対策技術の先進的な導入によって、導入から、いままでに温室効果ガスがどれだけ削減できたか。導入した技術・設備をどのように活用してきたか。 (例：CO ₂ 排出量〇%削減、CO ₂ を年間△トﾝ削減)
	(適応分野) 適応技術や企業戦略の先進的な導入等によって、導入から、いままでに気候変動によるリスクがどれだけ削減できたか。導入した技術や企業戦略等をどのように活用実践してきたか。 (例：気候変動リスクの被害額〇円低減) (例：気候変動を踏まえた安定的な原材料ルート〇%確保)
対象部門	観点
普及・促進部門	(緩和分野) 具体的にどのような人たちに何年間、どのような活動内容を行い、どのような効果があったか。今後どのように活動を展開する予定か。社会に対してどのような効果が期待でき、どのような方法で地域に貢献したか。また、その実績はどの程度か。 (例：△年にわたって、延べ〇人が活動に参加し、△%の節電効果があり、×kgのCO ₂ 削減) (例：学校周辺地域の〇〇などの主体と連携し、△回の地域の指導者育成を行い、持続可能な仕組みをつくった。)
	(適応分野) 具体的にどのような人たちに何年間、どのような活動内容を行い、どのような効果があったか。今後どのように活動を展開する予定か。社会に対してどのような効果が期待でき、どのような方法で地域等に貢献したか。その実績はどの程度か。また、気候変動の影響をどのように把握し、活動に生かしているのか。 (例：学校周辺地域の〇〇などの主体と連携し、△回の地域の指導者育成を行い、持続可能な仕組みをつくった。)

(2) 気候変動アクション環境大臣表彰（イノベーション発掘・社会実装加速化枠）

評価項目	基準
テーマ等への合致性	イノベーション発掘・社会実装加速化枠のテーマ・区分の趣旨に一致し、テーマ等の実現に有効と思われるアイデアであるか。
革新性・独創性／展開可能性	従来の製品・サービス、システムと比較して、革新的、独創的、具体的なアイデアであるか。又は実績ある既存の技術を活用して展開を図る場合、具体的かつ有効なアイデアであるか。
持続可能性	一過性の取組でなく、持続可能な仕組みを提案しており、活動の持続的な発展が期待できるか。
CO ₂ 削減効果	CO ₂ 削減効果が大きく、その根拠が妥当であるか。CO ₂ 削減効果を踏まえ、温暖化防止への貢献度が十分存在すると認められるか。

波及効果	社会に与える好影響があれば肯定的に評価する（国民生活の向上、社会システムの変革・発展など）。
開発・実証課題と取組方針	アイデアの実現に向けた開発・実証課題とその解決に向けた取組の方針が適切であるか。
ビジネス的観点・その他の課題と取組方針	アイデアの実現に向けたビジネス的観点・その他の課題とその解決に向けた取組の方針が適切であるか。
技術開発・実証の構想	技術開発・実証の実施構想は、FSの実施内容を含めて、課題を踏まえており、アイデアの実現に向け適切であるか。
実績	実施構想の達成及びアイデアの実現に資する実績を有しているか。

7. 申請方法及び締切

応募の申請は本実施要領を確認し同意の上、所定の様式に必要事項を記入し、令和4年8月19日（金）17：00（必着）までに、下記事務局（株式会社ステージ内）へ電子メールに添付して送付すること。（郵送不要）

※応募の申請方法に関して不明な点は、内容に応じて下記事務局に問い合わせること。

※応募された申請書については3営業日以内に事務局で確認し、受領確認メールを送信するので、このメールが届かない場合は、必ず下記事務局（株式会社ステージ内）に問い合わせること。

※イノベーション発掘・社会実装加速化枠については専用の申請様式に記載すること。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、締切を延長する場合等は、本表彰ホームページにてお知らせをする。

8. 結果の公表及び通知

結果については、11月上～中旬頃に受賞者決定に係る報道発表資料を環境省ホームページ（<https://www.env.go.jp/>）に掲載するほか、応募者には下記運営事務局から選考結果通知を送付する。なお、審査経過に係る問合せ、審査結果等に対する異議申立てについては受け付けない。また、申請書類は、一切返却しない。

9. 表彰の方法等

表彰状を授与するとともに、受賞標章の使用を認める。

また、表彰式を令和4年12月上旬頃に開催予定とする。なお、表彰式については、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、開催の可否を判断する。

イノベーション発掘・社会実装加速化枠に応募の上、本表彰を受賞した者においては、令和5年度地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業におけるFSの実施権を付与する予定である。

※FSについて

イノベーションアイデアの実現に向けた技術開発・実証の実施に当たり必要なFS(予備調査・開発等)の実施を地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業において支援する。FSの結果に基づき開発・実証計画を策定し、その計画が同事業におけるステージゲート等において委員会に承認された場合には、策定した開発・実証計画の実施を同事業において支援する。

なお、FSの期間は1年間、予算は3,000万円以内とする。

＜地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業 公募要領＞

http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/04_a01_3/r4co2_2.html

10. 事務局

＜本表彰全般に係る問合せ、応募書類の提出などの総合窓口＞

令和4年度気候変動アクション環境大臣表彰 運営事務局（株式会社ステージ内）

〒108-0022 東京都港区海岸 3-5-1

※対応時間：10～17時（土・日・祝日を除く 8/12・12/29～1/3を除く）

TEL：03-3958-5296 / FAX：03-3255-1710

E-mail：kankyoaward2022@stage.ac

＜イノベーション発掘・社会実装加速化枠に係る問合せ＞

令和4年度地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業事務局
一般社団法人国際環境研究協会

担当：関川・角井 ※対応時間：10～17時（土・日・祝日を除く）

TEL：03-5812-2105 / FAX：03-5812-2106

E-mail：koubo-ontai@airies.or.jp

以上